

万が一、感染症が疑われるお客様がいたら Ver 2

I お客様に発熱など感染の疑われる症状やお申し出があった場合 ＜まずはお客様の症状の確認を！＞

- ①宿泊者から、体調不良の申し出がある場合は、施設の部門長などの責任者と情報共有を行う。
 - ②責任者は、「くわしい症状」や「いつ頃から」を確認し、必要に応じて体温計測を実施する。
＜注意＞対応は可能な限り内線電話での対応を推奨します。
 - ③その後、下記の症状に該当する場合は、宿泊者の同意を得た上で、感染症コールセンターもしくは渋川保健所等へ連絡し、指示を受ける。（相談も可）
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
 - ご高齢の方、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い症状がある。
 - 発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続いている。
（症状が4日以上続く、強い症状と思う、解熱剤などを飲み続けている場合など）
 - 妊婦や小児の方は早めに相談。（小児は小児科医による診察が望ましいため）
- 尚、対応の助言には、症状のある宿泊者本人に電話に出ていただく必要があります。

症状が重い場合には迷わず救急車（119番）を要請！

群馬県受診・相談コールセンター 受付時間：24h対応	TEL0570-082-820
渋川地区発熱相談センター 受付時間：8：30～17：00（平日のみ）	TEL080-2208-3876
ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 受付時間：9：00～17：00（月～金） 対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語	TEL027-289-8275

II お客様への対応

- ①感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン、浴室等の利用を控え、他のお客様と接触しないよう個室での待機、室内でのマスク着用を依頼。
- ②同室者は、ご家族であれば同じ部屋で待機、そうでない方は他室への移動と待機、マスクの着用を要請。

＜本人がマスクを持っていない場合には、施設側から提供すること！＞

Ⅲ 施設・従業員の対応

①対応する従業員をあらかじめ決めておくなど、感染が疑われる宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として部門長などの責任者が対応にあたる。

＜注意＞高齢の方、糖尿病・慢性肺疾患・免疫不全などの基礎疾患のある方、妊婦の方などが対応するのは避ける。

②対応にあたっては、お客様に感染症予防の説明を行い、使い捨てのマスク、フェイスシールド及び手袋を着用する。

＜注意＞対応後は、手洗い、アルコールによる手指消毒、うがいを確実にし、使用後のマスク・手袋はビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で破棄！

③保健所からの求めがあった場合は、保健所が行う宿泊名簿による宿泊期間中における接触者の状況等の調査に協力する。

＜注意＞従業員から、感染が疑われる宿泊者に接触した可能性があり、発熱など体調に異変が生じた旨の申し出があった場合、使用者は感染症コールセンターもしくは保険所に連絡させ、その指示を遵守する！

！検査が行われた際の注意！

検査が行われてから結果が出るまでの間、そのお客様は医療機関等から行動の制限が要請されます。その場合、自家用車での移動、帰宅はできますが、電車、バス等の公共交通機関の利用はできません。その際、宿泊の延長等の対応が必要となりますが、補償等の制度はないことから自己負担である事の了承を得ておく必要があります。

Ⅳ 検査後、宿泊者に陽性反応が確認されたら

①陽性反応が確定した場合、基本的に保健所から本人に連絡が入り、指示に従い医療機関へ移動。
(医療機関への移動手段については保健所の指示に従う)

②保健所が行う接触者の状況等の調査に協力する。保健所の調査の結果、濃厚接触者（※）と確認された者については、一定期間の健康観察や自宅待機等を依頼する可能性があるため、保健所の指示に従う。

(※濃厚接触者)「患者」と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方、手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、マスク等の必要な感染予防策なしで、「患者」と15分間以上の接触があった方 など

③使用した客室等は、速やかに使い捨てマスク、フェイスシールド、手袋を着用し、換気と消毒を行う。

V 施設の消毒

- ①保健所の指示に従って実施することが望ましく、緊急を要し自ら行う場合には、陽性者が利用した区域（客室、レストラン、エレベーター、廊下等）のうち手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」、「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）」（厚生労働省ホームページ）を参考に実施する。
- ②シーツや浴衣等のリネン類の洗濯にあたっては、医療リネンに準じて扱い、「病院、診療所等の業務委託について」を参考に実施するか、ビニール袋で密閉し、焼却する等適正な方法で破棄を行う。

！！館内消毒に困ったら！！

感染症対策や有害生物の駆除等を含め下記団体でもご案内をしています。利用にあたっては見積もりをご確認の上、ご検討ください。

群馬県ペストコントロール協会（代表 布施正典）

〒370-3106 高崎市箕郷町東明屋 420-1 (株) GUNSHO 内

TEL : 027-226-5539 FAX : 027-289-9083

！！宿泊者が自宅に帰られてから感染が判明したら！！

○保健所が実施する感染経路の調査により、宿泊施設がこれに該当する場合には、お客様や従業員含め居住する地区の各保健所が、渋川保健所と連携して連絡等を行います。保健所からの求めがあった場合は、宿泊名簿による宿泊期間中における接触者の状況、従業員の勤務状況等の調査に協力してください！

○陽性者に関する居住地の公表は、居住する都道府県が市区町村単位での公表を行います。なお、クラスターが発生した場合には、施設名を公表する場合があります。

例) 陽性者 お客様 A（前橋市在住） ⇒ 前橋市で1名陽性

陽性者 従業員 B（伊香保町在住） ⇒ 渋川保健所管内で1名陽性（渋川市在住）

初動対応にあたって

宿泊施設の利用者や従業員から感染者が出た場合、経営者を中心に迅速な対応が求められます。マスク対応をはじめとする迅速な対応は、感染拡大や風評被害の防止、さらにはお客様の安心に繋がります。逆に、不適切な情報の隠蔽は、結果的に今後の営業にかえって悪影響を及ぼすことを認識してください。特に、施設従業員が感染した場合は、施設の消毒、営業自粛（自治体から営業停止の要請はありません！）の検討、予約されているお客様への連絡など、ある程度の想定準備が必要です。事案発生時は、様々な対応が求められるため、あらかじめ役割分担しておくなど、危機管理体制の整備が重要です。

Ⅵ 事業所従業員に陽性反応が確認されたら

- ①該当する保健所の指示に従います。
- ②保健所が行う接触者の状況等の調査に協力します。
(発症者と濃厚接触者の確認調査が行われます。)
- ③事業所内の消毒を行います。
- ④迅速な初動対応が重要となります。
(宿泊者への対応同様にあらかじめ役割分担を決めておくことを推奨します。)
- ⑤報道機関や周辺地域等への説明が必要となる場合もあります。

報道機関や周辺地域等への説明にあたって

<報道機関>

- ・基本的に、県・市により発生状況について記者発表されます。
- ・個人情報の保護に配慮し、県・市の記者発表の内容を踏まえ対応することになります。
- ・あらかじめ、対応方針を決めておき、一元的に対応することが望まれます。
- ・伊香保地域内全般的な事項については、渋川伊香保温泉観光協会に対応しますので、可能な範囲で当該観光協会と情報共有が必要となります。
(ただし個別事項については、各事業所の対応となります。)

※施設名の公表については、当該施設の判断に委ねられている状況ですが、特に観光施設や商店等において、当該施設を利用したお客様の特定ができない場合、濃厚接触者を特定する観点から施設名の公表が避けられない場合があります。感染に見舞われてしまった従業員の保護、風評被害やデマ等の蔓延を避けるためにも、情報を集約するとともに対外的な対応、情報発信の一元化を図ることが重要と考えます。

<周辺地域等>

- ・地域への影響も想定し、観光協会や旅館組合などの関連機関への連絡も必要と考えられます。

事業所従業員に濃厚接触者が確認された場合

- ・保健所の指示に従い感染防止の措置を講じることになります。
- ・保健所からは14日間の健康観察が求められます。
- ・事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行います。

渋川市役所 危機管理室新型コロナウイルス感染症対策室	Tel0279-25-7014
しぶかわ商工会伊香保支所	Tel0279-72-3588
伊香保温泉旅館協同組合	Tel0279-72-3201
(一社) 渋川伊香保温泉観光協会	Tel0279-72-3151